

研究ノート

日本ユネスコ加盟の側面

神山晃令

はじめに

些か旧聞に属する話ではあるが、二〇一四年六月、カタールのドーハで開催された「国際連合教育科学文化機関」(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization = UNESCO)以下「ユネスコ」と略す)の第三八回「世界遺産委員会」(World Heritage Committee = WHC)は、群馬県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」(Tomika Silk Mill and Related Sites)を世界文化遺産として登録した⁽¹⁾。この富岡製糸場の創設に際しては、この度新一万円札の肖像に採用されることとなった洪沢栄一(当時大蔵省租税正)が、民部省で製糸場の設計に携わり、富岡製糸場設置主任を努めた尾高惇忠を初代工場長に任命した⁽²⁾。尾高は洪沢の従兄であり論語の師でもあった。更に尾高の娘の勇が工女第一号となり、これらの人々は何れも埼玉県深谷の出身であったことから、「富岡の主役は深谷」として、新聞で紹介されていた⁽³⁾。ところが、この富岡製糸場を世界遺産として登録したユネスコと、この洪沢栄一のいとこ達が、深い関係を持っていたことは余り知られ

ていない⁽⁴⁾。本稿では、尾高朝雄など尾高惇忠の縁者達による、日本のユネスコ加盟に際しての活動について紹介するものである。

一 ユネスコに向けての日本の動向

周知のようにユネスコは、国際連合(以下「国連」と略す)の経済社会理事会の下に、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、一九四五年一月一六日に採択された「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章(The Constitution of UNESCO))に基づいて一九四六年一月四日、設立された。

日本に関しては、このユネスコの正式成立前の一九四六年三月、来朝した米国教育使節団(United States Education Mission)の報告書が、「日本国民が教育の民主化を進捗せしめ、かつ他国民との関係が更新されるにつれ、国際連合教育科学及文化部(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization)がその力と影響との増大を見せるであらう」とに疑問の余地はない。(中略)遠か

らず日本もまたこの仲間の一員（member of this fellowship）に迎えられるに至るであろうことを、われわれは確信するものである。」として、日本のユネスコ加盟を想定していた。⁽⁵⁾ また、翌一九四七年二月には、「日本ペンクラブ」（会長志賀直哉）が、その再建に際して制定した規約の中で、「将来、国際ペンクラブに加入し、なお又ユネスコとの連絡を期する」と規定していたように、日本のユネスコ参加への熱意を示していた。⁽⁶⁾ 更に、同年七月一九日、仙台において土居光知東北大学教授などを中心として、「将来日本にも設立を予想されるユネスコ国内委員会を通じ、これに協力してユネスコの実施する諸活動を援助し、廣く国内各層にユネスコの理解とユネスコへの協力者を求めようとする」ために、日本国内のみならず世界に先駆けて「仙台ユネスコ協力会」が設立された。⁽⁷⁾ そして、一月には東京の日比谷公会堂において第一回日本ユネスコ運動全国大会が開催されたことは、よく知られている。⁽⁸⁾

このような民間活動を背景として、政治の関心もユネスコに向けられることとなった。新憲法施行後初めて一九四七年六月三日に開会式が行われた第一回国会における七月八日の衆議院文化委員会第三回打合会で、外務省の松井明情報部渉外課長等によってユネスコに関する説明会が行われ、⁽⁹⁾ 八月一九日の同委員会では佐々木盛雄議員（日本自由党）により、「日本の平和維持のために、（中略）国際連合並びにユネスコへの参加の一日も速やかなんことを熱望しておるものであります」との質問がなされ、ユネスコへの関心が示された。これに対し

て森戸辰男文部大臣は、「国際連合に加入できるという名誉を与えられるに先だつて、実はユネスコに参加することを許されることが、私どもにとつてはこの上ない仕合せであると思いますし、又世界の平和にとつても、重要なことであると存じておるのであります。」と、日本の国連加盟以前のユネスコ加盟について言及する答弁を行った。⁽¹⁰⁾ また、九月二五日の文教委員会における松原一彦議員（国民協同党）の質問に対して、森戸大臣は、「日本の国が国際連合の一員となりますれば、進んでユネスコに参加すべきであると存じておりますし、又国際平和会議が開かれる前にも、ユネスコに参加する準備は順次なさるべきであると存じております。」と、国連加盟後のユネスコ加盟とともに講和会議以前のユネスコ加盟準備についても言及していた。⁽¹¹⁾ 講和会議以前にユネスコ加盟を目指すことについては、社会党吉川末次郎議員提出の質問趣意書に対する九月二三日付答弁書（内閣参甲第六六号）でも、「我が国が連合軍司令部により一切の外交関係を停止せられている現状においては、講和会議以前の加盟は困難と思われる。しかしながらユネスコ加盟は講和条約締結後早晩起こるべき問題であるから、その準備が民間を中心として現在既に開始せられることは望ましい。政府は民間のかかる準備に極力協力する方針である。」とされていた。⁽¹²⁾ また、これ以前の九月五日にはユネスコ憲章の制定に携わった中国の程天放（Cheng Tien-fang）ユネスコ代表を囲む懇談会も開催されていた。⁽¹³⁾

二 ユネスコにおける日本人招請運動

他方、一九四七年十一月にメキシコで開催された第二回ユネスコ総会において、中国の孟治 (Meng Zhi) 代表代理は、ユネスコ事務局に対して「日本の教育、その流れと傾向」などについて連合国軍 (Allied Powers) と協議するよう求める決議案を提出し、採択された。⁽¹⁴⁾ この決議に基づき、ハックスレー (Julian Huxley) ユネスコ事務局長は、郭有守 (Kuo Yu-shou) 事務局長極東問題特別顧問 (Special Adviser to the Director-General for Asia and the Far East) を連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers = GHQ/SCAP) 以下 GHQ/SCAP と略す) との交渉役に任命した。⁽¹⁵⁾ 郭顧問は、翌一九四八年九月、ユネスコ事務局員として、初めて占領下の日本においてマッカーサー (Douglas MacArthur) 連合国最高司令官以下の GHQ/SCAP 関係者及び日本政府の責任者や民間ユネスコ団体の活動家などと会談し、ユネスコと日本との関係強化の必要性を強調した報告書を纏めたのである。⁽¹⁶⁾

この報告書は、「ユネスコに関する情報を日本に頒布すること」などを勧告するものであったが、その中には「ユネスコの国際会議に、日本人専門家を随伴する連合国人オブザーヴァーを派遣するやう総司令部に招待状を出すこと」も含まれていた。⁽¹⁷⁾ これに基づき、一九四八年十一月、バイルートで開催されたユネスコ第三回総会には、GHQ/SCAP 民間情報教育局 (Civil Information and Education

Section = CIE) の宗教文化資源部 (Religion Culture Resources Section) の W・K・バンス博士 (Dr. William K. Bunce) が、オブザーヴァーとして出席することとなった。⁽¹⁸⁾ そして、同総会においては、一月六日、「日本における関係諸団体、及び特に教育者に対して」、ユネスコの諸活動の周知、情報交換及び教科書問題の研究を奨励し、そのための人材交流など、「日本との諸関係（一九四九年度における）に関する決議」が採択された。⁽¹⁹⁾ この決議では、先の郭報告で勧告された、ユネスコ事務局長により連合国最高司令官のユネスコ会議への招請が促され、更に「招請を受けた連合国最高司令官代表は、開催地の国が異議を申し立てないことを条件とし、且つ事務局長が日本人の出席がユネスコの目的のため必要であると認めるときは、いつでも日本人を随行することが出来る」として、ユネスコ会議への日本人専門家 (Japanese experts) の出席についても言及されていたのである。⁽²⁰⁾

この「対日諸関係決議」に伴い、翌一九四九年四月には、東京に、李熙謀 (Lee Shi-mou) 上海市教育局長によるユネスコ駐日代表部 (UNESCO Representative in Japan) が設置され、五月一六—二〇日には東京の「ラジオ・トウキョウ」においてバンス博士を委員長とする「日本問題に関する専門家委員会」 (Expert Committee on Japanese Questions) が開催された。⁽²¹⁾ また、同年九月バンス博士が再びオブザーヴァー出席したパリにおける第四回ユネスコ総会では、「千九百四十九年に日本においてユネスコにより進展せしめられた諸活動に関する事務局長の報告を審査し」、さらなる対日活動の拡大を

奨励するとともに、ユネスコ専門家委員会への日本人の参加についても、その第六項において「適当な場合に (in appropriate cases) 適格の日本人 (qualified Japanese) を出席させるよう招請すること」とする決議を採択した。⁽²³⁾つまり、同決議により、日本人専門家が、連合軍司令部代表の同伴者としてではなく、単独で参加することが認められることとなったのである。

他方、ユネスコにおける以上のような日本人招請運動に呼応して、日本国内においては、同年一月二一日、衆参両院議員多数の賛同を得て「ユネスコ国会議員連盟」が結成され、⁽²⁴⁾同二九日参議院では、徳川頼貞議員他二四名発議の「一刻も速かに正式参加を許容されんことを希望する。政府は盛り上りつつある民間ユネスコ運動に相応じ、速かにこれを一層促進する措置を講ずべきである」との決議を全会一致で採択した。⁽²⁵⁾そして更に、一月二一日衆議院においても森戸辰男議員他一三名提出の「日本の速かなる正式参加を要望する。政府は、民間ユネスコ運動と協力して、これが準備体制を整え、平和精神の振起高揚に最善を致すべきである」との決議がなされた。⁽²⁶⁾これらの決議に対して、参議院では高瀬荘太郎文部大臣から、衆議院においては川村松助外務政務次官から、それぞれ、決議の趣旨に沿って努力する旨の回答がなされたのである。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

またこのころ、GHQ/SCAPの渉外局(Public Relations Office = PRO)が、翌一九五〇年二月二六日付で、「日本の国際会議参加に關する米國政府の総司令部あて中間指令に關するステートメント」を

発表した。この「中間指令 (Interim Directive)」は、「連合国最高司令官は、自己の判断及びその引き続き保持する管理権限に基づき、日本が参加、加入または出席の招請を受け、且つ総司令官が占領に役立つと考える専門的性格の国際協定、協約及び会議などに各国別にまたは数力国とともに参加することを許可すべきである」として、ユネスコなど国際会議への日本人の参加を認めるものであった。⁽²⁹⁾そして、これら日本人参加者たちへは、同年一月五日付「日本人の海外旅行申請に關する総司令部覚書」(SCAPIN (SCAP Index Numbers) 2072)に基づき、日本政府が渡航申請を受理し、審査を行った上で総司令部の最終的承認を受けて発給されることとなった旅券を携行することとされたのである。⁽³⁰⁾

三 ユネスコへの日本人参加

このような日本国内外における動向に呼応して、日本政府は、一九五〇年五月六月にイタリアのフィレンツェで開催されるユネスコの第五回総会にGHQ/SCAPのオブザーヴァーとして三度目となるバンス博士とともに、当時横浜連絡調整事務局長であった鈴木九萬を、さらにアドバイザーの資格でデイス博士 (Dr. Bowen C. Dees) とともに勝沼精藏名古屋大学総長及び尾高朝雄東京大学法学部教授を参加させることとしたのである。⁽³¹⁾これは前述の第三回ユネスコ総会決議及び総司令部ステートメントに基づくものであり、日本人として初め

てのユネスコ総会への出席となるものであって、「わが国のユネスコ運動を世界に認識させ、且つ国内のユネスコ体制並びに運動に示唆するところ多大」なものであったことは云うまでもなかった。⁽³²⁾

さらに、ここでは尾高教授のアドバイザー出席が注目される。すなわち、同教授は、これより先の一九四七年に、同教授の論文「国民主権と天皇制」について、宮沢俊義東京大学法学部教授と論争（尾高・宮沢論争）するなどしていたが、同教授の母方の祖父は先に紹介した渋沢栄一であり、父方の祖父がユネスコの遺産として登録された富岡製糸場の初代所長であった尾高惇忠であったのである。⁽³³⁾

この尾高教授は、「占領下の日本は、まだ日本国代表の資格でこのような国際会議に人を送ることは認められていないので、われわれ五人は、総司令部代表ということで各国代表の最後列に席をあたえられた」のだが、⁽³⁴⁾「私は、日本を出るとき、侵略戦争の当の責任者として、額に罪の烙印をおされたわれわれ日本人は、晴れの国際会議に出ても、さぞやおおずおと、肩身のせまい思いをしなければならないであろうと予期していた。どうしてこのような日本に対する好意に満ちた発言と処遇とを予想し得たであろうか」と述懐している。すなわち、同総会の「対日ユネスコ活動計画の審議」に際して、王世傑（Wang Shijie）中国代表の「われわれ中国人は、軍国主義によってあやまられた過去の日本を忘れよう。そうして、それとは別の、よりよき日本を永く心にとどめ、その日本と協力していこう」との発言に見られる如く、米国のストッダード（George D. Stoddard）代表及びラダ

クリシュナン（Sarvepalli Radhakrishnan）インド代表などからも、日本への好意的態度が示されていたという。⁽³⁵⁾つまり、同総会における日本の立場は形式上ユネスコの非加盟国ではあったが、実質は「他の加盟国の場合と異ならない」と尾高は感じたのであった。⁽³⁶⁾

その後ユネスコにおいては六月一三日、事業計画委員会（Programme and Budget Commission）がドイツ及び日本におけるユネスコ活動に関する問題の討議、検討を行い、⁽³⁷⁾同一六日には、「教育、自然科学、社会科学、芸術、書、博物館、図書館、史料館、人物交流及びマスコミ等各分野に於けるユネスコ活動の一九五一年日本に於ける普及、協力及び各専門委員会への日本代表の参加を事務局長に実施させる」旨の決議を採択した。⁽³⁸⁾つまり、同決議により更にユネスコへの日本独自の代表参加が認められることとなったのである。

四 ユネスコ正式加盟への動向

かくしてこれより後、日本政府は、GHQ／SCAP当局並びにユネスコ駐日代表部を通じて、ユネスコへの正式加入に傾注することとなる。すなわち、一月二六日GHQ／SCAPのブラッドフォード（Smith Bradford）・エインズワース（Thomas William Ainsworth）・バンスなどGHQ／SCAP外交局（Diplomatic Section = DS）及び情報教育局（CIE）の担当官と、日本側からは西村熊雄条約局長、高橋通敏条約課長、吉田健一郎文化課長、条約課影井梅夫事務官が参加して、

日本のユネスコ加入についての協議が行われた。そこで、まずエインズワースからの「第一に日本はユネスコ加入を希望しているかどうか。」と第二に日本の加入に当たって日本の内部に難点はないかどうか。」との問いに対し、西村条約局長から「日本人はユネスコに加入することを一人残らず心から希望している」として、前述の「ユネスコ協力会」の運動など民間支持が充実している状況を説明した。次いで国連非加盟国である日本のユネスコ加入のための手続き、すなわち、ユネスコ憲章受諾書の寄託手続き及び連合国総司令部に対する加入許可申請などについて討議した。⁽³⁹⁾

更に一二月八日のGHQ/SCAP外交局(DS)のサリヴァン(William H. Sullivan)との会談では、GHQ/SCAPによる日本のユネスコ加入許可を要請する「加入許可申請書」(authorization)及びユネスコ事務局長宛の「加入申請書」(application)の案文及びその提出手続きなどについて検討が重ねられた。⁽⁴⁰⁾その討議の結果、一二月九日付けで外務省から「加入許可申請書」がGHQ/SCAP宛に送られ、⁽⁴¹⁾同一一日付で、これを許可する旨の総司令部覚書が届けられたのである。⁽⁴²⁾

そしてこの間、八日付で「各国間の文化の国際協力に積極的に参加することは、甚だ有意義であると認められるので、加入のための手続きを進めることと致したく、閣議を求める」とのユネスコ加入手続き開始に関する閣議請議がなされ、一二日これが了承された(内閣外甲第二一号)。

かくして、一二月一二日午後五時三〇分、ユネスコ事務局長宛に、加入申請書が大坂電報局からバリ電報局に向けて無線で送信された。⁽⁴³⁾それは、「日本国外務大臣は、国際連合教育科学文化機関事務局長に対して敬意を表し、日本国政府が日本国国会の承認を条件として(subject to approval by the Diet)、この機関への加入を申請したい旨を表明する光榮を有する。この機関の設立以来、日本国民の間にはこの機関の目的に対する広範な共感があり、この機関の活動に対する日本国民の理解と協力とは、全日本を通じてますます顕著となった。多くの協力団体が、既に組織され、この機関の精神を周知させるために熱心に活動している。日本国政府は、日本国公衆の前記の傾向に深い関心を払い、且つ、加盟国として憲章によって要求されることのあるいかなる義務も履行する用意を有する。在日連合国最高司令官は、この機関の機能に参加しようとする日本国民及び日本国政府の希望に、積極的な支持(active support)を与えた。よって、日本国外務大臣は、国際連合教育科学文化機関事務局長に対して、この申請に正当な考慮が払われるように必要な措置を執られることを要請する」として、同申請が民間の自発的なユネスコ運動を背景とするものであることを強調することによって、関係各国の関心を引こうとしたのであった。⁽⁴⁴⁾

そして、一五日午前一〇時四〇分、日本政府は、この申請電報を一二月一三日受領した旨のユネスコ事務局長からの電報を受け取った。ところが、その受領電報には、申請書受領とともに、「関係当局

者が行った参考決定(reference decision taken by all interested authorities)」の提出を要請するとの文言が含まれていた。⁽⁴⁶⁾ また一月一四日付でユネスコ事務局から駐日ユネスコ李代表宛に「日本の申請に対する責任ある連合国当局の承認の確認をユネスコから司令部に電報で要請した」との電報も届けられていたのである。そこで、外務省条約局条約課では、一月一五日、GHQ/SCAPの外交局(DS)サリヴァンと協議し、その結果、この「関係当局が行った参考決定」とは、日本の加入申請を許可した二月一日付総司令部覚書のことであって、「占領軍当局による許可」というような露骨な表現を避けて、このような表現をしたのであろう、ということになった。⁽⁴⁷⁾ したがって、その後、一月一九日、一五日付の吉田外務大臣よりユネスコ事務局長宛の国会で承認済みの「正式な加盟申請書」(formal application)の発送にあたっては、「関係当局が行った参考決定」として、前述の二月九日付の「加盟許可申請書」とこれに対する二月一日付の総司令部「覚書」が添付されたのである。⁽⁴⁸⁾

これに対して、これを受領した旨のユネスコ事務次長オージェ(Pierre Victor Auger)による書簡が、翌一九五一年一月五日届けられた。そこには日本のユネスコ加盟申請は、「二月二〇日開催の国連経済社会理事會に提出される」旨記されていた。⁽⁴⁹⁾ すなわち、これにより日本のユネスコ加盟が実現する運びとなったのである。

他方、日本国内では、一月三十一日の衆議院外務委員会における民主自由党仲内憲治議員のユネスコ加入に関する質問に対して、草葉隆圓

外務政務次官より、これまでの加入申請の経緯および国連非加盟国である日本の今後のユネスコ加入手続きについて説明がなされた。⁽⁵⁰⁾

かくして、日本のユネスコ加盟申請は、先のオージェ事務次長の回答どおり、二月二〇日チリのサンチャゴで開催された第一二回国連経済社会理事會に上程され、三月一四日、過半数の支持を得て、ユネスコ総会に送付された。⁽⁵¹⁾ その際、賛成一三ヶ国中パキスタン代表ブロッヒ(Allah Bukhsh Karim Bukhsh Brohi)は、「日本の加入承認に際して過去は忘却せねばならぬ(the past should be forgotten)」と強調した。しかしながら、ソ連ブロック(ポーランド、ソ連、チェコ)及びフィリピンが加盟に反対し、英国は「日本人が国際連合のカヴァーする領域における活動に対しまだ準備が出来ていない(Japanese were not yet ready for activity in the fields covered by the UN organization)」として棄権したのであった。⁽⁵²⁾

五 ユネスコ加盟

他方、日本国内においては一九五一年三月二四日付で「国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求める件」につき閣議決議がなされ、同二七日了承された。⁽⁵³⁾ そして四月二〇日、日本政府は、ユネスコ事務局長ボディ(Jaime Torres Bodet)からのユネスコ第六回総会へのオブザーヴァー派遣招請状をうけとった。それは、GHQ/SCAPを通じてではなく、直接吉田外務大臣宛に送付され

たのであった。⁽⁵⁵⁾ 但し、外務省では、同書簡を受領し、同総会への代表派遣を承認するよう要請する書簡を、五月一七日付でGHQ/SCAP宛に送付していた。⁽⁵⁶⁾ その上で日本政府はこの招請状に基づき、早速、第六回ユネスコ総会にオブザーヴァー参加する日本代表を、次のように決定したのである。それは、前田多門日本育英会会長（前文部大臣）を首席とし、徳川頼貞参議院外務委員会委員長、原田健日本国際連合協会常任理事、藤山愛一郎日本ユネスコ協会連盟会長、萩原徹在パリ日本政府在外事務所長をオブザーヴァー、蓮見幸雄外務省情報部文化課長、西村巖文部省調査局審議課長、高橋寛外務省条約局第一課長を顧問、水島三一郎東京大学理学部教授等を技術顧問として構成するものであった。⁽⁵⁷⁾

この代表団は、「わが国の加入申請が総会で可決されしだいなるべくすみやかに加入手続きを完了して加盟国となり、同時に、総会出席のわがオブザーヴァーを正式代表として討議に参加せしめたい意向を有する。よって、受諾書と、これを寄託する全権委任状及び署名全権委任状を一行に携行させ、総会で可決されたならば直ちに、英国政府に受諾書を寄託し併せて署名を行えるよう措置したいと考えている。（中略）右の手続及び様式に関して、ユネスコ事務局の意見を求められ、結果を至急報告ありたい」とされ、⁽⁵⁸⁾ この旨前田首席代表にも通報されたのである。⁽⁵⁹⁾

また更に、ここで注目すべきことがある。この代表団一行に尾高邦雄東京大学文学部助教授が技術顧問として加えられていたことであ

る。当時同助教授は、兄である前述の尾高朝雄教授のすすめで社会学の研究を進めていたが、一九四七年ユネスコ第二回総会による「国際理解に影響を及ぼす緊張（Tensions Affecting International Understanding）」に関する調査研究の実施を加盟国に対して奨励する呼びかけに応じて、⁽⁶¹⁾ 同助教授を中心に「社会的緊張（Social Tension）」の共同研究が行われ、同研究は、後にその成果が『社会的緊張の研究』として発表された。⁽⁶²⁾ そして、同助教授が、一九五一年六月国際社会学会理事会出席のためパリに滞在していたことから、同時期バリで開催のユネスコ総会代表団の技術顧問に加えられたのである。⁽⁶³⁾ つまり、これまた富岡製糸場の創始者である尾高惇忠の孫に当たる人物が、ユネスコ総会に出席することとなったのである。

なお、この間GHQ/SCAP外交局（DS）は、ユネスコ総会開催に際して、「日本はUNESCOに関する諸事項における国際関係のための十分な責任を有する（Japan fully responsible for its international relations in matters relating to UNESCO）」旨の書簡をユネスコ事務局に送付していた。⁽⁶⁴⁾ すなわちそれは、連合国の占領下にある日本がユネスコ加入のための十分な資格を有するか否かをいぶかる加盟国に対して、GHQ/SCAPがその保証を与える意図をもって行ったものであった。

他方、ユネスコにおいては六月一五日パリで開催の第二六回ユネスコ執行委員会（Executive Board）が、日本の加盟を過半数の支持をもって総会に勧告する決定を行い、⁽⁶⁵⁾ 一八日から開催された第六回ユネスコ

総会において六月二日、日本を含むドイツ、ラオス、カンボジア、ヴェトナムの加盟について審議し、日本は賛成四二、反対一（フィリピン）、棄権〇、欠席一五（グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、ルクセンブルグ、ポーランド、⁽⁶⁶⁾シリア、チエコスロバキア、サウジアラビア、アルゼンチン、セイロン、韓国、コスタリカ、キューバ、エクアドル）をもって、加盟が承認されたのである。⁽⁶⁷⁾なお、この時反対投票を行ったフィリピンのセバスチャン(Procso Sebastian)代表は、「日本は過去におけると同様現在なお国際的義務を受諾する用意を有しおらず、日本がフィリピンに対する義務を承認せざる限りわれわれはその加入を支持することは出来ない」と、フィリピンとの間で当時懸案となっていた賠償問題を絡めた演説を行った。⁽⁶⁸⁾しかし、翌日彼は前田首席代表に対して、この演説は「本国政府から到着した訓令の次第であって、（中略）自分個人としては常に日本の崇拜者であり日本との協力には衷心より賛成するものである」と述べて、握手を求めたという。⁽⁶⁹⁾

なお、このユネスコ総会決議について在バリ萩原徹事務所長からは、かつて日本の加盟に消極的であった「英連邦諸国殊にオーストラリアやユーゴー等が賛成投票したことは特に注目に価する」と報告してきたが、⁽⁷⁰⁾すなわちそれは、本件と同時に行われた英領ヴァージン諸島などの英国植民地のユネスコへの準加盟（Associate Members）問題とのからみで、経済社会理事会において日本の加盟に棄権した英国などが総会の投票では賛成に転じたことをさすものであった。さらに同報

告には、このユネスコ総会における日本加盟承認決議の採択に際して、「ユネスコ精神は民主的そして平和愛好国としての今日の日本再生の指針であらねばならぬ」(The UNESCO spirit must be the guiding principle for the present-day Japan in her reconstruction as a democratic and peace-loving nation)との前田代表による声明も添付されていた。⁽⁷¹⁾

その後七月二日、前田代表は、前記訓令に従って、「英国の Library and Research Department に赴き受諾書を寄託しユネスコ憲章に署名し」、かくして「日本国は、同日から国際連合教育科学文化機関の加盟国となった (this Acceptance took effect on July 2, 1951)」のである。⁽⁷²⁾またそれは、一九五一年九月八日の対日平和条約調印二ヶ月前の事実上の独立国 (sufficient independence) としての加入であり、日本の国際社会復帰への足がかりとなり、国連加盟の先駆けともなるものであった。

おわりにかえて

かくして、ユネスコへの加盟を果たした日本政府は、次にユネスコ憲章第七条に規定の「国内協力団体 (National Co-operating Bodies)」である「国内委員会 (National Commissions)」の設置を計ることとなる。この国内委員会の設立は、ユネスコ加入に伴う義務ではなく、勸奨されるものとされ、外務省としては、「教育科学文化の

面における全国的意思の統合」として、政府主導ではない世論の参与によることを設立の基礎とした。⁽⁷³⁾そのため、日本ユネスコ協力会連盟の「国内委員会準備対策委員会」及び日本学術会議を中心とする「ユネスコ国内委員会設立打ち合わせ会」などが、その準備を始めたのである。

そして、後者の「設立打ち合わせ会」においては、日本学術会議会員であった前述の尾高朝雄東京大学教授がその中心的活動を担うこととなった。同会は一九五一年二月一三日、「政府は、ユネスコ協力のための国内体制を整備するため、「ユネスコ国内委員会設置準備会」を設置せられたい。」との勧告文を吉田首相に提出し、三月三〇日の「打ち合わせ会」の第一回会合において、尾高が中心となって、国内委員会設立のためのいわゆる「尾高案」を作成するなどした。

また、彼は、同年一月二日閣議了解により、外務省二名、文部省二名、教育刷新審議会二名、日本学術会議二名、文化関係二名、新聞関係一名、放送関係一名、図書館関係一名、日本ユネスコ協会連盟五名及びユネスコ総会出席者三名以内、合計二名により設立された「ユネスコ国内委員会設置準備会」の委員長として、翌一九五二年八月一日に施行された「ユネスコ活動に関する法律(The Law concerning UNESCO Activities)」の成立にも尽力した。⁽⁷⁵⁾そして同法律第五条に基づき、文部省内に「日本ユネスコ国内委員会 (Japanese National Commission for UNESCO)」が設置され、尾高も委員に選任されたのである。⁽⁷⁶⁾

その後、尾高は、同年一月一二日より開催された第七回ユネスコ総会にも、前田多門首席代表とともに日本政府代表の一員として出席した。同総会は、「日本政府代表が会議の当初から正式に参加する最初の総会でもあり、又、これを機会にユネスコにおける日本の地位を確立する必要があることに鑑み、積極的に同総会の議事に参加するような強力な代表団を派遣すること」とされ、日本ユネスコ国内委員会委員であり、第五回ユネスコ総会に顧問として参加した経験のある尾高が派遣されることとなったのである。⁽⁷⁷⁾

そして、この尾高代表は、日本政府が同総会における主要な問題として掲げた「自然科学部門 (Natural Sciences) の「海洋学の研究 (Oceanographic Institute)」について、この研究は「人類の生活水準の向上に役立つところ極めて多かるべき領域であるから、ユネスコは是非この方面を開拓して、人類将来のために明るい運命を開拓していくべきである」と主張し、更に「社会科学部門 (Social Sciences)」の事業計画に関して、「応用社会科学の事業に関する研究はあくまで理論的に行われるべきであり、その方が緊張や対立の緩和には客観的に役立つと思われる」として、同代表の弟である尾高邦雄助教教授らによって行われてきた「社会的緊張研究」の国際的發展について提案したのであった。⁽⁷⁸⁾

また、同総会には、一九四九年一月三日、日本人として初めてノーベル賞を受賞した湯川秀樹京都大学教授も、顧問 (Adviser) として参加し、⁽⁸⁰⁾「国際的原子科学者としての業績によって、各国代表団、ユ

ネスコ事務局及びフランス学界の科学者と意見を交換する機会を得て、一般に非常に好印象を与えるところがあった⁽⁸⁾。そして、後に彼は、「私も日本人が、自分の国がもっと外国によく知られ、国際社会にもっと確固たる地位を得ることを望むのはもとより当然であるが、それと同時に私どものよく知らない国が地球上に数多くあることを認識し、少数の大国のを知ることだけで満足しないでもっと大きな目で世界をながめなければならないことを改めて感じた次第であった」と、ユネスコ総会出席の感想を述べていた。⁽⁹⁾

注

- (1) 「富岡製糸場と絹産業遺産群 (Tomiooka Silk Mill and Related Sites)」に関する決議 (Decision: 38 COM 8B.27)」。決議文は文化庁記念物課世界文化遺産室（平成二六年七月一〇日）「第三八回ユネスコ世界遺産委員会について（概要）」（文化庁文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会（平成二六年七月一〇日開催）配布資料 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3_02/gijishidai.html) を参照した。
- (2) 「富岡製糸場記」(洪沢青淵記念財団竜門社編『洪沢栄一伝記資料 第三巻』洪沢栄一伝記資料刊行会刊、一九五五年) 六六一頁。
- (3) 湯浅博「富岡の主役は深谷」(二〇一四年七月八日 産経新聞朝刊)。
- (4) 洪沢栄一自身は、国際連合の前身である国際連盟の民間協力団体である「日本国際連盟協会」の会長を、彼が亡くなる昭和六年まで務めていた(池井優「日本国際連盟協会…その成立と変質」(慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第六八巻第二号(一九九五年二月) 二七—二九頁)。
- (5) 国際特信社訳『マックアーサー司令部公表 米国教育使節団報告書(全訳決定版)』(国際特信社、一九四六年)、七二—七三頁。United States Government Printing Office Washington 1946 "Report of the United States Education Mission to Japan" p.77 (<https://dndi.go.jp/infoandp/pdf/1272931>) (国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (6) 松尾邦之助「いつも火付け役、ユネスコ運動」(松尾邦之助著、大澤正道編・解説『無頼記者、戦後日本を撃つ』社会評論社、二〇〇六年)。松尾は当時、日本ペンクラブの幹事長・事務局長を務めていた。
- (7) 「仙台ユネスコ協力会設立の主旨」(昭和二二年七月一四日付『ユネスコ協力会会報第一号』)。
- (8) 外務省情報部文化課「日本のユネスコ加入問題」(昭和二六年二月)二頁(外務省記録「国際連合教育科学文化機関関係 (UNESCO) 日本の加入関係」B.23.4.14、外務省外交史料館。以下、外務省記録「日本の加入関係」と略記)。一九四七年九月一八日には京都で、翌一九四八年一月二二日には大阪でも「ユネスコ協力会」が発足していた。以上の民間ユネスコ運動の誕生と外務省の活動に関しては、潘亮「占領下の日本の対外文化政策と国際文化組織—ユネスコ運動を中心に」(日本国際政治学会『国際政治』第一二七号(二〇〇一年五月) 一八六—一九〇頁、以下、潘論文(a)と略記)を参照したい。
- (9) 外務省情報部文化課「国際文化関係資料集 その一、ユネスコ編」(昭和

- 二五年五月) 九四—九五頁(外務省記録「国際文化関係資料集」I.1.0.07。以下、「国際文化関係資料集 その一」と略記)。昭和二三年二月六日「第二回国会衆議院文化委員会議録第二号」一頁。
- (10) 昭和二年八月一日「第一回国会衆議院文化委員会議録第五号」三七頁。
- (11) 昭和二年九月二五日「第一回国会衆議院文教委員会議録第九号」六七—六九頁。
- (12) 昭和二年九月二三日「参議院議員吉川末次郎君提出ユネスコに関する質問に対する答弁書」(芦田均外務大臣より片山哲内閣総理大臣宛閣議請議 総録第二四四〇号)(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (13) 昭和二年九月二三日「第一回国会衆議院文化委員会議録第七号」五五頁、昭和二年四月一四日「第二回国会衆議院文化委員会議録第六号」一頁。
- (14) Resolutions on External Relations with Japan(Resolutions adopted by the General Conference during UNESCO Second Session Mexico, November-December 1947 pp.55-56) (UNESDOC Digital Library). 本決議は、ユネスコ総会の中で審議された最初の日本関連決議であった(潘亮「国際文化組織と戦後初期の日中関係—ユネスコにおける中国の対日文教政策一九四六—一九五二年—」(筑波大学大学院人文社会科学部研究科『国際日本研究』三一—四頁)。(以下、潘論文(b)と略記)。
- (15) "Dr. Kuo Leaves for Far East Tour" (UNESCO COURIER, Volume I No.5, June 1948 p2) (UNESDOC Digital Library).
- (16) "Report to the Executive Board on Negotiations with the upreme Commander of the Allied Powers in Japan", Paris, 13 October 1948. (UNESDOC Digital Library).
- (17) 昭和二年九月二二日付外務省情報部文化課「ユネスコ第三回総会資料」六一—七頁(外務省記録「国際連合教育科学文化機関関係一件」(UNESCO) 総会関係(第一回—第四回) B.2.3.4.1, 第一巻。以下、外務省記録「総会関係 第一巻」と略記)。
- (18) 昭和二年九月二二日外務大臣より京都連調局長宛電報第五一号、「第三回ユネスコ総会に関する連合軍総司令部民間情報教育局 W・K・パン博士の講演(速記)」七一—九頁(前掲外務省記録「総会関係 第一巻」)。
- (19) 外務省情報部文化課訳「一九四八年十二月六日第三回ユネスコ総会において採択された日本との諸関係(一九四九年度における)に関する決議(全文)」(前掲外務省記録「総会関係 第一巻」)。
- (20) 前掲決議第六項。
- (21) "UNESCO Activities in Japan" (Japan. National Commission for UNESCO Dec. 1953) pp.3-4. なお、このユネスコ駐日代表部設置も先の「郭報告」におおづ「(十六) ユネスコのバリー本部と日本に於ける事業調整の為に日本に専任連絡官を置くこと」とされていた(前掲「ユネスコ第三回総会資料」七頁)。
- (22) "Report of the meeting of experts on Japanese questions" (UNESCO Official Bulletin vol.1 p.168) (UNESDOC Digital Library).
- (23) Activities of UNESCO in Japan. Report of the Director-General on the Activities of the Organization in Japan during 1949 and Policy to be Adopted in 1950 (Document 4C/OXR/17) (Records of the General

- Conference of UNESCO, Fourth Session, Paris 1949, pp.79-82)
(UNESDOC Digital Library). 昭和二十四年十一月二十四日付 外務省
政務局情報部文化課「ユネスコ第四回総会において採択された一九五〇
年度における対日活動に関する決議（仮訳）七頁、昭和二十四年十一月
日付、外務省情報部文化課「ユネスコ第四回総会について」二二―二三
頁（前掲外務省記録「総会関係 第一巻」）。
- (24) 昭和二十四年四月四日「第五回国会衆議院文部委員会議録第四号」二頁。
(25) 昭和二十四年十一月三〇日「第六回国会参議院会議録第二号」二六九―
二七一頁。
(26) 昭和二十四年十二月二日「第六回国会衆議院会議録第二号」四一三―
四一九頁。
(27) 前掲「第六回国会参議院会議録第二号」二七一頁。
(28) 前掲「第六回国会衆議院会議録第三号」四一八―四一九頁。
(29) 外務省政務局特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集 第二巻 政治・
軍事・文化編 増補』（外務省、一九五一年）一七頁。鈴木九萬監修『日
本外交史（二六）』（鹿島研究所出版会、一九七三年）一八六―一八七頁。
なおこの国際会議、機関などへの日本人の参加に関する米国の新政策に
対して、英・仏国などは猛烈に反対したが、中華民国は、非政治的な分
野においては日本人の専門家が、GHQ/SCAPのオブザーヴァーの
同伴者の身分で「公共安全、衛生及び国際的な交通連絡」を取り扱う「技
術的性格」の国際会議や組織への出席又は参加を認める折衷案を提出し、
米国案を支持していた（前掲、潘論文（b）一〇頁）。
- (30) SCAPIN 2072: Applications for Travel of Japanese Nationals
Abroad (5 May 1950) (<https://dlnd.go.jp/infondjp/pid/9857528>) (国
立国会図書館デジタルコレクション)。それより以前には、一九四七年四
月一日付「海外渡航日本人に対する渡航証明書に関する総司令部覚書」
(SCAPIN 1609: Travel Documents for Japanese Nationals
Traveling Abroad (14 April 1947)) に基づき、その申請は総司令部
が直接受付けて、実質的審査を行い、日本政府は総司令部の許可したも
のに対してその許可を通知し、発給する「渡航証明書 (Travel
Document)」を交付していた（外務省政務局特別資料課編『日本占領及
び管理重要文書集 第二巻 政治・軍事・文化編』（外務省、一九四九年）
五八―五九頁。前掲『日本外交史（二六）』一七八頁。
(31) 外務省政務局情報部文化課「第五回ユネスコ総会資料」（昭和二十五年九月）
一頁（前掲外務省記録「総会関係 第二巻」）。
- (32) 前掲「日本のユネスコ加入問題」四頁。
(33) 講談社『日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年）四三八頁。
(34) 尾高朝雄『ユネスコ紀行』（富山房、一九五一年）二九―三〇頁。
(35) 尾高前掲書、七四―七九頁、前掲「第五回ユネスコ総会資料」一八―
二〇頁。
- (36) 文部省大臣官房渉外ユネスコ課編『ユネスコ第五回総会に出席して―ユ
ネスコ第五回総会に関するW・K・バンス博士、勝沼精蔵博士、尾高朝
雄博士の講演速記』（一九五〇年）、六六―六七頁。
- (37) UNESCO General Conference Fifth Session Report of the Programme

- and Budget Commission (5C/PRG/19 Florence, 16 June 1950) p.3. (UNESDOC Digital Library). 前掲「第五回ユネスコ総会資料」110—111頁。
- (38) Resolutions concerning the activities of UNESCO in JAPAN during 1951. p.54 (ibid). 外務省情報部文化課「ユネスコ第五回総会において採択された一九五一年度ユネスコの対日活動に関する決議(仮訳)」(昭和二十五年八月)(前掲外務省記録「総会関係 第二巻」)。
- (39) 条約局条約課「日本のユネスコ加入に関する総司令部外交局担当官との会談」(昭和二十五年一月一六日)(外務省記録「日本の加入関係」・潘論文(a)・一九八—一九九頁。
- (40) 条約局条約課「ユネスコ加入手続きに関する外交局との打ち合わせ」(昭和二十五年二月八日)(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (41) 一九五〇年二月九日付吉田外務大臣よりGHQ/SCAP宛“Request for Authorization for Admission to UNESCO” (FOM No. 2461 (TT)) (前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (42) 一九五〇年二月一日付GHQ/SCAP外交局(DS)より吉田外務大臣宛“Proposed Japanese Membership in UNESCO” (AG 092.3) (前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (43) 昭和二十五年二月八日付吉田外務大臣より吉田内閣総理大臣宛公信条第四二五号(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (44) 昭和二十五年二月二日発吉田外務大臣よりボデー(Jaime Torres Bodel) ユネスコ事務局長宛至急電報 confidential (前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (45) 前掲外務省記録「日本の加入関係」° UNESCO General Conference Sixth Session Application for Membership of UNESCO from Japan (6C/6 (IV) Annex. 23 April 1951) pp.1-2 (UNESDOC Digital Library). なお、同電報は、パリ時間二月二日二時二〇分にユネスコ事務局長に配達され、GHQ/SCAPには二月二三日付で同電報発出の旨西村条約局長より通報された(条約局条約課「ユネスコ加入申請電報配達証明に関する件」昭和二十五年二月一三日)及びFOM No.2485 (TT) (前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (46) 一九五〇年二月二三日発トマス(Jean Thomas) ユネスコ事務次長より吉田外務大臣宛電報(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (47) 条約局条約課「ユネスコ加入に関する司令部外交局係官との会談」(昭和二十五年二月一五日)(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (48) 一九五〇年二月一五日発吉田外務大臣よりボディユネスコ事務局長宛電報第五号(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (49) オーージュ(Pierre Auger) ユネスコ事務次長より吉田外務大臣宛書簡(XR 204.108)・一九五一年一月五日受領(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (50) 昭和二十六年一月三十一日「第十回国会衆議院外務委員会会議録第二号」七一頁。
- (51) U.N.ECOSOC Off. Rec. 12th Sess. 468th meeting 258-62 (E/1883) (E/1883/Add.1and2) (1951) (United Nations Archives: Dag Hammarskjöld Library). なお、この情報は三月一四日のニューヨーク

- ヴォイス・オブ・アメリカで、"Japan Admitted to UNESCO" (New York VOA, Mar.14) として通報された（前掲外務省記録「日本の加入関係」。「日本のユネスコ加入経理事会で可決承認」（一九五一年三月一六日 東京新聞朝刊）。
- (52) 一九五一年五月一日付第二十六回ユネスコ執行委員会より総会宛書簡 "Application of Japan for Membership of UNESCO" 26EX/21 (IV)（前掲外務省記録「日本の加入関係」）。
- (53) UNESCO General Conference Sixth Session Application for Membership of UNESCO from Japan (6C/6 (IV) PARIS, 23 April 1951) pp.1-2. UNESCO General Conference Sixth Session Supplementary Report of the Director-general (6C/3 Add. PARIS, 8 June 1951) pp.47-48 (UNESDOC Digital Library)。「国際連合経済社会理事会、日本のユネスコ加入申請を承認す」（前掲外務省記録「日本の加入関係」）。
- (54) 昭和二十六年三月二十四日付吉田外務大臣より吉田内閣総理大臣宛公信条第九一号（前掲外務省記録「日本の加入関係」）。
- (55) Jaime Torres Bodet, UNESCO Director-General より Shigeru Yoshida, Minister for Foreign Affairs, Ministry of Foreign Affairs, Tokyo (Japan) (XR/GC/221122)（外務省記録「総会関係 第三卷」）。
- (56) 一九五〇年五月一七日付「連合国最高司令官総司令部宛外務省書簡」(FOM No.1017 (TY))（前掲外務省記録「総会関係 第三卷」）。
- (57) 昭和二十六年六月四日 日本国外務大臣「委任状」（前掲外務省記録「総会関係 第三卷」）。UNESCO General Conference Sixth Session Invitations to the Sixth Session of the General Conference (6C/INF/3 PARIS, 23 April 1951) p.3. UNESCO General Conference Sixth Session Revised List of Delegations (6C/INF/5 (rev.) PARIS, 22 June 1951) p.27 (UNESDOC Digital Library)。
- (58) 昭和二十六年四月二十三日付吉田外務大臣より在パリ日本政府在外事務所長宛公信条第三八号（前掲外務省記録「日本の加入関係」）。
- (59) 昭和二十六年六月五日付吉田外務大臣より前田多門国際連合教育科学文化機関第六回総会首席代表宛公信条第一二〇七号（前掲外務省記録「日本の加入関係」）。
- (60) 竜門社深谷支部編『久留都茂子先生講演「父、尾高朝雄を語る」』（竜門深谷支部編、二〇〇三年）一八頁。
- (61) Conference of UNESCO, Second Session, Mexico, 1949, V.2, Resolution, pp.25-27. 更に「一九四九年一〇月四日の第四回ユネスコ総会におこつて採択された対日活動に関する決議 (Activities of UNESCO in Japan) でも「ユネスコは、適当な場合には、この決議の範囲内において客観的研究を促進するという目的を以って、日本の社会科学者に対し、補助金を交付することが出来る」としていた（同右、五一―五二頁）Records of the General Conference of UNESCO, Fourth Session, Paris, 1949, Resolutions pp.79-82.」

- (62) 日本文科学会編『社会的緊張の研究』(有斐閣、一九五三年)一頁。
- (63) 後に尾高は、「何といっても日本が正式にユネスコに参加を許されるその瞬間に立会うことのできたことが仕合わせであった。」と感想を述べている(尾高邦雄「ユネスコと国際社会学会」一九五一年八月八日、毎日新聞朝刊)。
- (64) 一九五一年五月一七日付ボンド (Miles W. Bond) GHQ/SCAP 外交局 (DS) 次長より外務省宛書簡 (AG 0923 (17 May 51) DS) (前掲外務省記録「日本の加盟関係」)。
- (65) UNESCO General Conference Sixth Session Application of Japan for Membership of UNESCO (6C/6 Add. PARIS, 15 June 1951) (UNESDOC Digital Library)。
- (66) ボーラントは国連の議題小委員会 (Small Agenda Committee of UN) において日本および西ドイツのユネスコ加盟に反対していた(一九五一年一月一五日付GHQ/SCAP民間情報教育局(CIE)プレスリリース)(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (67) UNESCO General Conference Sixth Session Provisional Verbatim Record of the 8th Plenary Meeting held at the UNESCO House Paris 21. June 1951 (6C/vr.8 (prov.) 21 June 1951) pp.3-13 (外務省記録「国際連合教育科学文化機関関係 (UNESCO) 総会関係 議事録」第一八巻、B.23.4.1.1¹。以下、外務省記録「総会議事録」一八巻と略記)。
- UNESCO Resolution adopted by the Sixth Session of the General Conference PARIS, 18 June - 11 July 1951 (6C/Resolution (1) PARIS, 6 August 1951) pp.8-9 (同右、第一巻)。
- 昭和二六年六月二一日、在パリ萩原事務所長より吉田外務大臣宛電報第六九号(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (68) UNESCO General Conference Sixth Session Provisional Verbatim Record of the 8th Plenary Meeting held at the UNESCO House Paris 21 June 1951 at 3:46 p.m. (6C/vr.8 (prov.) 21 June 1951) pp.10-12 (前掲外務省記録「総会議事録」第一八巻)。
- (69) 昭和二六年六月二五日付萩原徹在パリ日本政府在外事務所長より吉田茂外務大臣宛公信第一六八号(前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (70) 同公信。
- (71) 同公信。
- (72) 一九五一年九月一日付連合王国連絡使節団 (United Kingdom Liaison Mission in Japan, British Embassy, Tokyo) より日本国外務大臣宛書簡 (GAI No. 48) (前掲外務省記録「日本の加入関係」)。
- (73) 前掲「日本のユネスコ加入問題」九一〇頁。
- (74) 昭和二六年二月二三日 亀山直人日本学術会議会長より吉田茂内閣総理大臣宛「ユネスコ国内委員会設立準備会の設置について(勧告)」(外務省記録「国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 関係 本邦国内委員会関係」B.23.4.1.2² 第一巻。以下、外務省記録「国内委員会関係 第一巻」と略記)。
- (75) 日本ユネスコ国内委員会編『日本ユネスコ活動十年史』(日本ユネスコ国内委員会、一九六二年)四〇—四二頁。

- (76) 国内委員会設置をめぐる外務省と文部省の主導権争いに関する確執については、潘論文（a）一九九―二〇〇頁が明らかにしている。その際、尾高教授自身は、外務省がそのイニシアチヴをとることを希望していたようである（文化課長「ユネスコ加入申請に関する国内情報」（前掲外務省記録「国内委員会関係 第一巻」）。
- (77) 昭和二八年九月、外務省「第七回ユネスコ総会―日本政府代表团報告」（外務省記録「国際連合教育科学文化機関関係一件（UNESCO）総会関係」B.234.1.1、第五巻。以下、外務省記録「総会関係 五巻」と略記）五―七頁。UNESCO General Conference Seventh Session General Information Revised List of Delegations (7C/INF/4 rev.), PARIS, 19 November 1952) pp.11-12（外務省記録「総会議事録 第一七巻」）。
- (78) ユネスコ総会日本政府代表尾高朝雄「海洋学の研究に関する日本側の提案とその審議状況」（一九五二年一月三〇日）（前掲外務省記録「総会関係 第五巻」）。
- (79) ユネスコ総会日本政府代表尾高朝雄「社会科学部門事業計画の審議状況」（前掲外務省記録「総会関係 第五巻」）。
- (80) 湯川教授は当初参加を辞退していたが、総会前半の自然科学の討議にのみ出席することとなった（昭和二七年一〇月一八日発岡崎勝男外務大臣より在ニューヨーク島津久大総領事宛電報第二二二号（前掲外務省記録「総会関係 第四巻」）。
- (81) 前掲「第七回ユネスコ総会―日本政府代表团報告」九頁。
- (82) 湯川秀樹「大きな眼で世界を見よ 新春雑感」（一九五三年一月四日 毎日新聞朝刊）。更に、ユネスコでは一九六六年以来世界遺産及び特に優れた功績を残した人物や歴史的出来事にちなんだ「ユネスコ記念メダル（UNESCO Commemorative Medals）」を作成し贈呈しているが、二〇〇五年五月一七日、ユネスコは、湯川秀樹博士の「記念メダル」をスミ夫人に贈呈した。その作成にあたっては、同博士がノーベル賞受賞者であることとともに、同博士の日本のユネスコ加盟運動に対する尽力、一九五七―五八年の日本国内委員会委員などのユネスコに対する貢献が、その理由にされたという（二〇〇五年五月一七日付朝日新聞朝刊、毎日新聞朝刊、他各紙）。
- （『日本外交文書』編纂委員）